

V 誰もが “安全で快適に暮らせるまち”

- 1 住・工・商・緑が共存した計画的な土地利用の推進
- 2 安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備
- 3 安全・安心な上下水道サービスの提供
- 4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり

施策 1 住・工・商・緑が共存した計画的

序論

基本構想

後期基本計画

資料編

めざす姿V

基本方針

- 適正な土地利用と適切な都市機能の配置を図り、環境にやさしく災害に強い、機能的で、誰もが快適で安全・安心に生活できる持続可能な都市の形成をめざします。

関連する個別計画

- 川口市都市計画基本方針
- 川口市景観計画（改訂版）
- 川口市住生活基本計画
- 川口市建築物耐震改修促進計画

キーワード

主な背景事象

1

- 地域性を踏まえた土地利用の推進
- 持続可能なまちづくりの推進

- 本市は、鋳物工業をはじめとするものづくりのまちとして発展しましたが、産業構造の変化や都心へのアクセスの良さなどを背景にマンションや戸建住宅地の開発などにより、住宅の整備が進められています。
- 市街化調整区域では、貴重な緑地が減少し、土地利用の転換が急速に進展しています。

2

- 防災の観点によるまちづくり
- 土地区画整理事業の推進
- 土地区画整理事業に代わる柔軟な整備手法の導入

- 東日本大震災などを受けて災害に強いまちづくりの推進に対する要望が高まっています。建物などの耐震化、災害時の延焼を防ぐ建築物の不燃化、避難施設や経路の確保、帰宅困難者の滞留防止、狭あい道路解消に向けた防災対策、浸水被害の防止など、まちづくりの観点から災害対策が求められています。
- 土地区画整理事業は11地区で行われており、全体の進捗状況は58.0%（令和元年度末）となっています。将来に向け、安全・安心な市街地の形成と土地利用の増進を図るために、道路や公園などの公共施設を効果的に整備するとともに、計画的な宅地供給をするとともに、土地区画整理事業の推進が必要となっています。
- 11地区以外の未整備地区においても基盤整備事業を推進し、良好な住環境を形成することが求められています。
- 私道を利用して多くの木造住宅が建築されたことにより、密集市街地が形成され、延焼の危険性が高く、消防自動車が入れず消防活動に支障をきたす可能性がある地域が存在し、防災や生活上の課題を抱えています。

3

- 景観に対する市民意識の醸成
- 地域の魅力ある景観を活用したシティプロモーション

- 本市では、周辺環境と調和しない建築物や無秩序な広告物など、周辺景観への影響が危惧されています。今後も景観計画や地区計画などを活用し、良好な景観形成の向上に力を入れていくことが求められています。

4

- 各駅周辺の活性化
- 官民連携のまちづくりによる各駅周辺エリアの価値向上
- 各駅と周辺地域の回遊性向上による相乗効果

- JR線や埼玉高速鉄道線の各駅の周辺には、地域性を踏まえ、商業・業務機能や公益施設、医療・福祉施設などの集積が求められています。
- 駅周辺の良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、市民や事業者、地権者といった民間のまちづくりの担い手とのさらなる連携が求められています。
- 拠点となる駅間を連絡する道路沿道においては、魅力的にぎわいのある沿道空間の形成を図るなど、その周辺一帯の活性化が求められています。
- 特に緑の拠点を有する地域については、近接する駅との連携強化や地域のさらなる活性化が求められています。

5

- 安全・安心・快適な居住環境の実現
- バリアフリー化・耐震化の推進

- 少子高齢化が進展している中、安全・安心・快適な居住環境が求められています。
- 都市化の進展に伴い多くのマンションが建設されるなど住宅の供給が進む一方で、周辺に悪い影響をもたらす空き家などにより、防災・景観・生活上の課題を抱えています。

な土地利用の推進

目標指標

指 標

現 状 (年 度)

目標値(R7)

この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%]

27.5 (R2)

現状値を上回る

土地区画整理事業の進捗率 [11 地区] [%]

58.0 (R1)

65.0

単位施策と主な取り組み

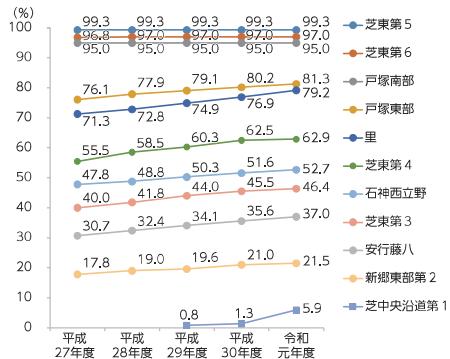
計画的な土地利用の推進

- 将来の社会経済状況や都市構造の変化に対応するため、公共・公益施設などをはじめとする都市機能を適切に配置・整備・誘導し、住工混在や密集市街地、低未利用地といった地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を進め、環境にやさしく災害に強い、誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくりを推進します。

市街地整備の推進

- 道路や公園を適切に配置し良好な住環境を整えるとともに、宅地としての利用を増進するため、市街地における土地区画整理事業を推進します。
- 密集市街地など、土地区画整理事業による整備手法の導入が困難で、防災や生活上の観点から住宅市街地の再生・整備が早急に必要な地域においては、都市計画道路や主要な生活道路の先行整備、地権者や住民などの生活再建などに配慮した街区・敷地レベルでの柔軟な整備手法の導入、建物の共同化など、手法を駆使して安全で快適な市街地整備の早期化を図ります。
- まちづくり協議会などの活動を支援するとともに、地権者や住民などの関係者との円滑な調整を行うことにより、市民参加を促進し、居住環境の整備や改善を図ります。

土地区画整理事業進捗率



施策 2 安全・安心・快適な移動を支える

基本方針

- 交通の安全を確保するとともに、誰もが安心・快適に移動できる交通ネットワークを構築し、まちの活性化や地域活力の向上に寄与する交通環境を整備します。

関連する個別計画

- 川口市バリアフリー基本構想
- 第11次川口市交通安全計画

キーワード

主な背景事象

1

- 道路網整備による防災性の向上
- 道路や橋りょうなどの経年劣化や老朽化、定期点検の義務化

- 本市は、首都高速川口線、東京外かく環状道路、国道298号、国道122号など、東西・南北の交通が交差する要衝の地となっています。
- 鉄道駅などの拠点を結ぶ交通道路網の整備が進んでいますが、時間帯によっては交通渋滞が発生し、緊急車両の通行の妨げ、路線バスの遅延、車の滞留による環境悪化、さらには生活道路への車両の進入といった市民生活への悪影響が懸念されています。
- 防災性向上のため、延焼遮断帯や避難路といった災害に強い道路網の整備が求められています。
- 道路や橋りょうなどは、交通量の増大や経年劣化による施設の損傷、不具合により、通行時の安全の低下や振動、騒音といった市民生活への悪影響が懸念されています。また、緊急輸送道路などの橋りょうの耐震化が急務となっています。

2

- 総合的な交通ネットワーク構築の必要性
- 都心へのアクセス向上

- 鉄道の交通軸として京浜東北線と武蔵野線、埼玉高速鉄道線が整備されています。また、市内で100系統以上の路線バスが運行され、市民生活を支えています。
- 高齢化の進展など社会情勢の変化に対応するため、また、公共交通のさらなる利便性向上や都市活動の活性化などを図るため、コミュニティバスの充実を含む総合的な交通ネットワークの構築が必要となっています。
- 川口駅は、多くの市民に利用され、県下でも有数の乗降客数を有しています。しかし、ラッシュ時の混雑が激しく、市民の利用や安全性に課題があります。また、京浜東北線の遅延や運休時における代替路線がないことから、中距離電車の停車による輸送力増強などが望まれています。

3

- ゾーン30の拡充
- 自転車利用者のルール遵守とマナー向上
- 歩行空間や自転車の通行空間の整備
- 駅周辺の放置自転車対策

- 本市の交通事故件数・死者数は、平成18年から減少傾向にあるものの、高齢者や自転車の事故の割合は高い傾向にあります。
- 歩行者や自転車利用者が道路などを安全で快適に利用できるよう、歩道と自転車道などの新設や既存の段差の改善などといった、歩行者の安全確保やバリアフリー化が求められています。
- 駅周辺の公共の場所における放置自転車は、年々減少傾向にあるものの、いまだに後を絶たない状態にあり、交通安全・防災・都市の美観といった観点から対策が求められています。

川口市コミュニティバス輸送人員（令和元年度）

	01川口・鳩ヶ谷線	02青木線	03芝・神根循環	05戸塚・安行循環	06新郷循環	07南平線	全路線計
運行便数（便）	往路：7 復路：6 (1台運行)	平日 往路：7 復路：6 土曜 往路：6 復路：5 (1台運行)	時計回り：6 反時計回り：8 (2台運行)	時計回り：8 反時計回り：8 (2台運行)	時計回り：6 反時計回り：7 (2台運行)	往路：7 復路：6 (1台運行)	
1日あたり便数（便）	13	平日：13 土曜：11	14	16	13	13	
輸送人員計（人）	64,435	61,374	69,448	87,503	41,360	30,993	355,113
便数計（便） (1日あたり便数×日数計)	3,809	平日：3,159 土曜：550	5,974	4,220	3,809	3,809	25,330
1便平均（人） (輸送人員計/便数計)	16.9	16.5	11.6	20.7	10.9	8.1	14.0
1日平均（人）	220	209	237	299	141	106	1,212

※1便=ピストン路線は片方向を1便（往路、復路で2便）・循環路線は1周を1便とする

※運行日数293日（うち土曜日50日）

※令和2年1月20日に路線の統合再編を実施

※運行便数・1日あたりの便数は、統合再編後の便数

交通環境の整備

目標指標

指 標

現 状 (年 度)

目標値(R7)

この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%]	45.4 (R2)	現状値を上回る
コミュニティバスの利用者数 [人]	355,113 (R1)	372,000
交通事故発生件数 [件]	1,707 (R1年中)	減少を図る

単位施策と主な取り組み

道路などの整備の推進

- 安全かつ快適で利便性の高い道路交通の実現を図るために、街路事業や土地区画整理事業などにより、都市計画道路や生活道路を計画的に整備することで、都市活動を活性化し活気あるまちづくりをめざします。
- 延焼遮断帯や避難路としての機能を併せ持つ幅員が広い道路の整備と、迅速な災害応急活動を可能にする道路網の整備を促進します。
- 道路や橋りょうなどの安全点検を実施し、安全な交通の確保と維持管理費の平準化を図るために、長寿命化を含め計画的に改修を推進していきます。また、橋りょうの耐震化を順次進めています。

公共交通機能の充実

- さらなる利便性の向上やにぎわいの創出、人々の交流の活発化に寄与するため、関連する諸施策や交通事業者などの関係者と連携を図りながら総合的な交通ネットワークの構築を図ります。
- ノンステップバスの導入支援や公共交通施設のバリアフリー化などを推進することで、誰もが安全・安心・快適に移動できる環境を整えます。
- 市民の利便性と安全性を向上させるため、川口駅への中距離電車停車の実現に向けて、周辺のまちづくりや駅整備のあり方について検討を進めるとともに、埼玉高速鉄道線の利用環境の改善に取り組んでいきます。

交通安全対策の充実

- 歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、ゾーン30といった道路速度抑制対策、歩道や自転車通行空間、道路照明灯の整備を推進します。
- 地域や学校、警察、交通関係団体などと協働して交通安全教育や啓発活動を推進することで交通事故の発生を抑止します。特に自転車の安全利用の促進、子どもと高齢者の交通事故防止について、市民への周知・啓発を図ります。
- 道路や歩道のバリアフリー化などを推進し、高齢者や障害者にも安全で快適な歩道や自転車通行空間を形成します。
- 駅周辺の放置自転車等の撤去や放置自転車防止指導を行うとともに、民間で自転車駐車場を設置する者に対して民営自転車駐車場設置費補助金を交付し、駅周辺の駐輪施設の充実や自転車の放置防止を図ります。

交通事故(人身事故)発生件数の推移

資料：埼玉県警察本部

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
人身事故件数(件)	2,183	2,031	2,056	1,851	1,707

放置自転車数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
放置自転車数(台)	887	882	984	687	608

※各年度7月に集計



交通安全教室

施策 3 安全・安心な上下水道サービス

序論

基本構想

後期基本計画

資料編

めざす姿V

基本方針

- 災害に強く、いつでも安心して上下水道を利用できる環境をつくるとともに、安全な水道水の提供と、公共用水域の水質保全を推進します。

関連する個別計画

- アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～
- 川口市下水道ビジョン
- 川口市公共下水道事業経営戦略

キーワード

主な背景事象

①

- 水道水の水質管理の徹底

- 安全・安心な水道水をいつでも各家庭や事業所などに届けるため、水質検査計画に基づく水質監視を実施しています。



水道庁舎

②

- 下水道処理人口普及率の向上
- 水洗化の促進

- 本市の人口に対する下水道処理人口普及率は、87.6%（令和元年度末）となっています。未普及地域の中でも、新郷、神根、安行の各地域では、他地域に比べ普及率が低くなっています。居住環境の改善や公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質を保全するため、下水道整備の推進が望まれています。
- 下水道の効果的な運用を図るために、各家庭や事業者などの協力を得ながら、水洗化を促進する必要があります。

③

- 水道水の安定的な供給
- 下水道機能の確保
- 災害対策及び危機管理体制の強化

- 本市は、埼玉県営水道から購入する県水と市内の井戸水を水源としています。水道水を安定的に供給するため、県との連携を維持するとともに、井戸の保全や施設の適正な整備を図っています。
- 自然災害や水質事故などの発生時においても、安全・安心な水道水を供給し、下水道機能を確保するため、災害対策及び危機管理体制を強化しています。

④

- 持続可能な上下水道事業の経営
- 施設の計画的な更新と維持管理

- 節水意識の浸透や節水機器の普及などにより水道水の需要は減少する中、人口減少も見込まれることから、給水収益は今後、減少することが想定されます。
- 法定耐用年数を超過した上下水道施設が年々増加していることから、大規模漏水や濁り水の発生、道路の陥没などの事故発生リスクが高まっています。このため、計画的に施設更新・耐震化を進めていくことが必要不可欠です。
- 上下水道施設の更新や耐震化にあたり、多額の費用が見込まれることから、収入の確保と経費節減に努めるなど、経営の健全化を図る必要があります。

水道水の有収率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
有収率 (%)	90.33	90.52	89.99	89.66	90.13

配水管網の耐震化率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
管路全体 (%)	17.84	18.91	20.25	21.36	22.72
基幹管路 (%)	71.70	73.96	76.70	79.48	81.34



の提供

目標指標

指 標

現 状 (年 度)

目標値(R7)

この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%]	66.7 (R2)	現状値を上回る
水道水の有収率 [%]	90.13 (R1)	91.14
配水管網の耐震化率（管路全体）[%]	22.72 (R1)	30.15
配水管網の耐震化率（基幹管路）[%]	81.34 (R1)	90.48
下水道処理人口普及率 [%]	87.6 (R1)	89.6

単位施策と主な取り組み

水道水の水質の保全・向上

- 安全・安心な水道水を供給するため、引き続き水質検査及び水質監視モニターによる24時間監視を実施していきます。
- 水道水の適正な水質を維持するため、老朽配水管の更新や配水管の洗浄、貯水槽設置者への適切な管理指導などを実施していきます。

生活環境の改善・河川の水質保全

- 下水道の整備を推進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。
- 各家庭などの水洗化を促進し、生活排水の水路などへの流出を防ぎ、水質改善や衛生環境の向上を図ります。

水道水の安定供給・下水道機能の確保

- 県水を安定的に受水できるよう、県との連携を強化し、水の安定確保を図ります。
- 安定して水道水を供給できるよう、自己水源（井戸水）の確保や漏水調査、漏水修理の実施、老朽化した水道施設の更新や耐震化、配水管網のプロック化といった取り組みを推進していきます。
- 災害時においても下水道の機能を確保するため、下水道施設の耐震化や、液状化により浮上のおそれのあるマンホール浮上防止工事といった取り組みを推進していきます。
- 自然災害や上下水道事故などの発生に備え、応急給水体制や復旧体制の整備、災害用マンホールトイレの整備、災害用資機材の確保など危機管理体制を強化します。

上下水道事業の経営基盤の強化

- 有収率の向上や下水道接続率の向上に対する取り組みを推進し、収入の確保に努めるとともに、経営の効率化により財務体質を改善し、経営基盤を強化します。
- 経営計画の見直しなどに際し、適正な水道料金及び下水道使用料水準について検討を行います。
- アセットマネジメントの手法を用い、中長期的な更新計画に基づいて、施設の更新費用を平準化・最適化し、維持管理の効率化を図ります。また、将来の需要を見据えた適正規模の施設配置を検討します。

下水道処理人口普及率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
荒川左岸南部流域の処理人口普及率(%)	92.28	92.49	92.65	92.87	93.07
中川流域の処理人口普及率 (%)	65.88	66.54	67.64	68.91	69.72
全市の処理人口普及率 (%)	86.15	86.45	86.80	87.24	87.57

施策 4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から

序論

基本構想

後期基本計画

資料編

めざす姿V

基本方針

- あらゆる危機から市民の生命と財産を守るために、体制の充実・強化を図るとともに、市民の防災・防犯意識を高め、市民と行政が一体となって危機に強いまちをつくります。

関連する個別計画

- 川口市国土強靭化地域計画
- 川口市地域防災計画
- 消防力中長期整備計画
- 国民保護に関する川口市計画

キーワード

主な背景事象

1

- 東日本大震災による防災意識の向上
- 国土強靭化基本法の制定
- 災害対策基本法の改正に伴う地域防災計画の見直し

- 東日本大震災は、東北・関東地方太平洋沿岸を中心に地震や津波、福島第一原発事故などにより甚大な被害をもたらしました。行政の災害対策だけではなく、地域住民同士の助け合いによって多くの命が助けられたことから、「公助」に加え、「自助」「共助」の大切さが再認識されています。
- 東日本大震災では、本市も帰宅困難者の対応、生活物資などの不足、電力不足による計画停電などを経験し、避難者の受け入れや放射線量の測定などを実施しました。
- 過去の災害では、避難所の運営などにおいて女性の視点を欠き、女性の生活必需品の不足や、安心して利用できる更衣スペースやトイレがないなどの問題が生じたところもあります。

2

- 気候変動の影響によるゲリラ豪雨の増加
- 水害における防災・避難意識の向上

- 近年、地面がコンクリートやアスファルトに覆われ、雨水の地中への浸透能力が低下しています。そのため、短時間に大雨が降ると、河川や下水道に集中し、処理できなくなった雨水が地上に留まってしまい、浸水被害が発生するといった都市特有の水害が発生しています。

3

- 治安が悪いイメージの定着
- 詐欺犯罪などに対する防犯対策

- 本市における刑法犯認知件数は、平成16年の16,314件から減少を続け、令和元年には4,997件となり、ピーク時の3分の1以下に減少しました。一方で、市民意識調査（令和2年度）では、本市の良くないところとして「治安が悪い」をあげる人が最も多くなっています。
- 高齢者を中心とする消費者トラブルは後を絶たず、さらに振り込め詐欺やネット犯罪などは巧妙化が進んでおり、犯罪などから市民を守るため、積極的な防犯対策と防犯意識の啓発活動が求められています。

4

- さまざまな災害への対応
- 119番通報の適正化

- 木造密集市街地や住工混在地域、高層マンションエリアなど、地域に対応した防災・減災体制の充実が求められています。
- 首都直下地震をはじめ、大型台風や経験したことのない大雨等の大規模災害の発生が危惧される中、大規模災害時には発災直後から同時多発的に救急・救助事業の発生が予想されることから、災害発生の初動段階からの効率的な消防活動が可能な消防体制及び資機材の充実が求められています。

5

- あらゆる危機へ対応できる体制の構築
- 災害時における行政機能の継続

- 本市は地震や水害だけではなく、大規模テロといった緊急対処事態など、市民の生命や財産を脅かすさまざまな危機を想定し体制づくりを行ってきました。
- 地震や豪雨などの自然災害、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症といった危機の発生は、さまざまな行政機能を低下させるおそれがあります。そのような中でも、市民生活に大きな影響を与える行政サービスについては、あらかじめ継続して業務ができる体制を整えておく必要があります。



市民を守るまちづくり

目標指標

指 標

現 状 (年 度)

目標値(R7)

この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%]	32.0 (R2)	現状値を上回る
防災訓練参加者数 [人]	57,302 (R1)	106,490
刑法犯認知件数 [件]	4,997 (R1年中)	8%減少を図る
出火率 [件 / 万人]	2.3 (R1年中)	減少を図る

単位施策と主な取り組み

防災対策の充実

- 危機管理対応力の強化や避難所などの防災施設整備の推進といった「公助」に加え、自ら命を守る「自助」や地域住民で助け合う「共助」による防災のまちづくりをさらに推進するため、地震や水害等の大規模災害の発生を想定した防災訓練の実施や防災意識の啓発、自主防災組織への支援といった取り組みを行います。
- 災害時における救助・医療・生活物資などの応援・受援、避難行動要支援者登録制度の活用、帰宅困難者の対応、復旧・復興といった体制づくりを国や県、近隣市、民間団体などと連携しながら推進し、災害対応力の向上を図ります。
- 男女のニーズの違いを把握するため防災分野への女性参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を確立します。

治水・浸水対策の推進

- 河川と下水道の整備を連携して行い、水路や雨水管による流下・排水能力及び雨水貯留施設による貯留能力を向上させるとともに、自然や地形を活かしながら治水・浸水対策を推進します。
- 官民が協力し、雨水流出抑制という課題に取り組むことで都市型水害の発生を軽減します。
- 河川の氾濫を想定したハザードマップなどの情報を市民に積極的に提供することで、日頃から防災・避難意識を高めるとともに、官民連携を含めた避難体制を充実・強化し、水害時における被害を最小限に留めます。

防犯対策の充実

- 犯罪を未然に防ぐため、市内各警察署と連携して啓発活動などをを行い、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、自主防犯組織といった地域における助け合いの活動を支援します。また、防犯灯や防犯カメラの設置、暴力追放活動の支援を引き続き行うことで、犯罪のない安全なまちをめざします。
- 消費生活セミナーによる啓発や相談できる体制の確保により、市民が安心して消費生活を送れる社会をめざします。

消防・救急・救助体制の充実

- 火災予防は重要課題であり、引き続き、市民の防火意識の向上、放火されないまちづくり、住宅用火災警報器の設置の推進に取り組んでいきます。
- 木造密集市街地や高層マンションエリアなどを含め、それぞれの状況に応じた訓練体制の充実強化による消防職員や団員の技術力向上と、消防車両や資機材の計画的な整備を図るとともに、施設・車両・人材を適切に配備して、さまざまな災害に対応する高度な消防・救急・救助体制を構築します。
- 救命率向上のため、医療機関との連携を強化し迅速な救急搬送に努めるとともに、応急救手当の普及・啓発や救急救命士の育成と適正配置を図ります。
- 多様化する119番通報の対応をより充実させるとともに、119番通報の適正利用を促します。

危機管理への庁内体制の充実・強化

- 地震や豪雨などの自然災害、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症といったさまざまな危機に対して、日頃の情報収集により危機の発生を未然に防ぐとともに、万一の場合の迅速な対応に努めます。また、職員に危機対応の重要性と行政機能継続の必要性を啓発することで、リスク対応力の高い庁内体制を構築します。

